衆議院議長 殿参議院議長 殿

困難な時だからこそ学校現業職の正規採用を! 民間委託を推進するトップランナー方式の撤回を求めるとともに、 学校現業職員の法的位置づけを求める請願署名

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、教育環境の整備をおこなっています。また、 心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子どもを支える介助などの 業務にたずさわっています。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら、 教育活動をささえる業務にとりくんでいます。

2011 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生した時、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民のお世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くしました。学校は、まさに「子どもや地域住民の安全・安心のよりどころ」です。

ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法おいて「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、教職員定数を定めている義務・高校標準法にも位置づけられていません。そのため、正規から非正規への置き換えや民間委託化が進行しており、学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしています。

そして、2016年度から導入された地方交付税算定にかかわるトップランナー方式の対象業務に学校現業職員の業務である学校用務員事務や学校給食の調理業務が含まれています。学校用務員事務については経費水準の段階的な引き下げとともに経費区分を従来の人件費から委託料等に振り替える見直しもおこなわれ、民間委託化へいっそう強く誘導する政策がとられています。また、2020年度から会計年度任用職員制度がはじまり、課題はありますが非正規職員の待遇が改善されました。しかし、この制度により学校現業職員の非正規化がいっそう加速する恐れもあります。

学校現業職員の果たしている役割を鑑みれば民間委託や非常勤職員ではなく正規職員を配置することが望ましいのは明らかです。私たちは、安全・安心な教育環境を整え、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置できるよう法制化することを求めます。

記

- 1. 学校現業職員を学校教育法、義務・高校標準法等に明記し、正規職員として配置できるよう法制化すること。
- 2. 当面、学校現業職を担う会計年度任用職員については、正規職員との待遇の均衡をはかるよう地方自治体に指針を示すこと。
- 3. 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式を撤回すること

1	<u> </u>
氏名	住所
	都・道
	府・県

氏名・住所の記入に「〃」「同上」は用いないでください。この署名は、目的以外には使用しません。